

(証券コード 4231)
平成26年6月3日

株 主 各 位

大阪府豊中市新千里東町一丁目4番1号

タイガースポリマー株式会社

代表取締役社長 渡辺 健太郎

第72期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第72期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、来る平成26年6月23日（月曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成26年6月24日（火曜日） 午前10時
2. 場 所 大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-501号
エトレ豊中 5階 すてっぷホール
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 会議の目的事項
報告事項 1. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第72期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 役員賞与支給の件
第4号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として、代理権を証明する書面をご提出のうえ、議決権を行使することができます。
- ◎議決権の不統一行使をされる場合は、平成26年6月20日（金曜日）までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当社にご通知ください。
- ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://tigers.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、国内では、雇用環境の改善に消費税率引き上げ前の駆け込み需要が加わり、個人消費は底堅く推移いたしました。また、経済対策や金融政策により円安と株価の上昇が進み、企業収益は改善いたしました。一方、海外では、新興国経済は鈍化傾向となりましたが、中国では、期の後半に尖閣諸島問題による落ち込みから回復の動きが見られました。また、米国経済は緩やかな回復基調を維持いたしました。

このような環境の下、当社グループの業況につきましては、日本、米州、東南アジア、中国の全ての地域で売上高が増加いたしました結果、当社グループの連結売上高は、351億82百万円（前期比56億18百万円 19.0%増加）となりました。損益面では、増収の影響などにより全ての地域で増益となりました結果、営業利益は15億22百万円（前期比8億57百万円 128.8%増加）、経常利益は14億83百万円（前期比5億93百万円 66.7%増加）、当期純利益は8億8百万円（前期比99百万円 14.1%増加）となりました。

個別の業績につきましては、売上高は201億37百万円（前期比23億28百万円 13.1%増加）、営業利益は6億82百万円（前期比3億15百万円 86.2%増加）、経常利益は11億40百万円（前期比3億73百万円 48.6%増加）、当期純利益は8億35百万円（前期比2億47百万円 42.0%増加）となりました。

地域別概況

地域別の売上高および営業利益は次のとおりであります。

地域	売上高			営業利益
	金額	構成比	前期比	金額
日本	20,319 百万円	54.0 %	113.3 %	765 百万円
米州	10,479	27.8	121.1	364
東南アジア	2,921	7.8	131.3	194
中国	3,936	10.4	149.8	173
合計	37,657	100.0	119.8	1,498

〔日 本〕

自動車部品の販売が増加したことに加え、家電用ホース、産業用ホースおよびゴムマットの販売が好調に推移いたしました結果、売上高は203億19百万円（前期比23億92百万円 13.3%増加）となりました。営業利益は、増収の影響により、7億65百万円（前期比2億85百万円 59.6%増加）となりました。

〔米 州〕

自動車部品の販売は減少し、産業用ホースの販売は前期並みとなりましたが、為替換算の影響がありましたことにより、売上高は104億79百万円（前期比18億23百万円 21.1%増加）となりました。営業利益は、原材料費、減価償却費等諸経費の減少により、3億64百万円（前期比2億25百万円 162.1%増加）となりました。

〔東南アジア〕

マレーシアでは、主要取引先向けの家電用ホースの販売が減少いたしました。が、原材料費や諸経費の減少に加え、為替換算の影響がありましたことにより、増収増益となりました。タイでは、洪水により停止した生産が正常化し、増収増益となりました。この結果、売上高は29億21百万円（前期比6億96百万円 31.3%増加）、営業利益は1億94百万円（前期は営業損失1億73百万円）となりました。

〔中 国〕

家電用ホースの販売は減少いたしました。が、自動車部品の販売が増加したことに加え、為替換算の影響がありましたことにより、売上高は39億36百万円（前期比13億8百万円 49.8%増加）となりました。営業利益は、増収の影響により、1億73百万円（前期比41百万円 31.1%増加）となりました。

（注）地域別の売上高および営業利益は、地域間取引消去前のものです。

(2) 対処すべき課題

人口の減少、少子高齢化に伴う市場の縮小傾向、さらには経済の国際化に伴う国内産業の空洞化等により、基本的には日本経済の成長は大きく期待できないと認識しております。

このような状況を踏まえ、当社グループといたしましては、「売上・収益計画の必達」、「海外事業の強化」、「原価・経費の低減」および「企業体質の強化」に注力することが重要と考えており、具体的施策として下記項目を掲げ、推進してまいります。

- | | |
|-------------------|---|
| 売上・収益計画の必達 | <ul style="list-style-type: none">・既存市場でのシェアアップ・新製品の開発、新規マーケットの開拓・東日本における営業力の強化・自動車部品のさらなる拡販 |
| 海外事業の強化 | <ul style="list-style-type: none">・メキシコ事業の安定化と拡大・海外子会社の収益力、経営力、リスク管理の強化・アジア市場の開拓・海外人材の育成 |
| 原価・経費の低減 | <ul style="list-style-type: none">・原材料費高騰への対応・工場における高効率化の推進・徹底した無駄の排除 |
| 企業体質の強化 | <ul style="list-style-type: none">・人材の育成・収益管理の充実、強化・リスクマネジメントの強化 |

株主の皆さまにおかれましては、今後とも一層のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度は、社債、新株式の発行等による資金調達は行っておりません。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資は、総額33億63百万円で主なものは次のとおりであります。

所要資金には全額自己資金を充当いたしました。

当社購買部	自動車部品製造用設備・金型・治具等
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	自動車部品製造工場建物・設備等
Tigerpoly(Thailand)Ltd.	自動車部品製造工場建物・設備等
広州泰賀塑料有限公司	自動車部品製造用設備・金型・治具等

(5) 財産および損益の状況

①企業集団の財産および損益の状況

項目	期別	第69期	第70期	第71期	第72期 当連結会計年度
		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高(百万円)		27,663	27,116	29,564	35,182
経常利益(百万円)		1,696	895	889	1,483
当期純利益(百万円)		953	433	709	808
1株当たり当期純利益(円)		47.66	21.66	35.43	40.41
総資産(百万円)		26,826	26,713	27,800	33,542
純資産(百万円)		19,194	19,162	20,759	23,204

②当社の財産および損益の状況

項目	期別	第69期	第70期	第71期	第72期 当事業年度
		平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	平成23年4月1日から 平成24年3月31日まで	平成24年4月1日から 平成25年3月31日まで	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
売上高(百万円)		17,865	18,112	17,808	20,137
経常利益(百万円)		829	611	767	1,140
当期純利益(百万円)		574	572	588	835
1株当たり当期純利益(円)		28.71	28.62	29.40	41.75
総資産(百万円)		23,747	24,464	24,497	26,298
純資産(百万円)		17,400	17,835	18,548	19,271

(注) 1. 第72期の営業成績については、「1. 企業集団の現況に関する事項(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

2. 従来、技術供与先である連結子会社等から受け取るロイヤリティー収入を「営業外収益」に計上しておりましたが、第71期から「売上高」に含めて計上することに変更いたしました。この変更に伴い、「②当社の財産および損益の状況」の第69期および第70期のロイヤリティー収入につきましても「売上高」に組替を行っております。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、合成樹脂、ゴムおよびそれらの複合資材をもとに、ホース、ゴムシート、成形品、その他金型などの製造販売を行っており、その主要な製品は次のとおりであります。

部 門	品 目	主 要 製 品
ホ ー ス	家電用ホース	掃除機用ホース、洗濯機用ホース、エアコン用ホース
	産業用ホース	地中埋設管（電線等の保護管）、粉体・液体輸送用ホース、土木・建築用ホース、住宅用ホース（空調・排水）
ゴムシート	ゴムシート	合成ゴムシート（一般合成ゴム、特殊ゴム、導電性ゴム、ウレタンゴム）、天然ゴムシート
	ゴムマット	玄関用マット、融雪マット
成 形 品	ゴム成形品	自動車用エアダクト、押出成形品
	樹脂成形品	自動車用吸気系部品、精密樹脂成形品
そ の 他	そ の 他	金型、生産機械、治具

(7) 主要な営業所および工場

①当社の主要拠点

②子会社の主要拠点

名 称 (所在地)	名 称	(所在地)
本 社 (大阪府豊中市)	Tigerflex Corporation	(米国イリノイ州)
東 京 支 店 (東京都中央区)	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	(米国オハイオ州)
名古屋支店 (名古屋市南区)	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	(メキシコグアナフアト州)
大阪支店 (大阪市西区)	Tigerpoly(Thailand)Ltd.	(タイ国アユタヤ県)
広島支店 (広島市中区)	Tigers Polymer(Malaysia)Sdn. Bhd.	(マレーシアジョホール州)
福岡支店 (福岡市博多区)	杭州泰賀塑化有限公司	(中国浙江省杭州市)
栃木工場 (栃木県塩谷郡)	広州泰賀塑料有限公司	(中国広東省広州市)
静岡工場 (静岡県掛川市)	武庫川化成有限会社	(兵庫県尼崎市)
岡山工場 (岡山県備前市)	高槻化成有限会社	(大阪府高槻市)
開発研究所 (神戸市西区)	大阪タイガース工販株式会社	(兵庫県尼崎市)

- (注) 1. 平成25年11月18日、東京支店は東京都中央区へ移転いたしました。
 2. 平成26年1月7日、Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.は操業を開始いたしました。
 3. 平成26年4月1日、東京支店仙台分室は仙台営業所として独立・昇格いたしました。

(8) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,668名	85名増

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員および臨時従業員（当連結会計年度末雇用人員177名）は含まれておりません。
2. 使用人数の増加の主な理由は、Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. が操業を開始したことによるものです。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
523名	2名増	41.0才	18.1年

- (注) 使用人数は就業員数であり、使用人兼務役員3名、出向者33名、臨時従業員4名は含まれておりません。また、準職員・嘱託38名は含めております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
Tigerflex Corporation (米国)	千米ドル 1,000	% 55.0	ホースの製造
Tigerpoly Manufacturing, Inc. (米国)	千米ドル 19,500	100.0	成形品の製造
Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. (メキシコ)	千ペソ 120,000	100.0	成形品の製造
Tigerpoly(Thailand)Ltd. (タイ国)	千バーツ 290,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
Tigers Polymer(Malaysia)Sdn. Bhd. (マレーシア)	千リンギ 27,600	100.0	ホースの製造
杭州泰賀塑化有限公司 (中国)	千米ドル 7,000	100.0	ホースおよび成形品の製造
広州泰賀塑料有限公司 (中国)	千米ドル 7,200	100.0	成形品の製造
武庫川化成有限会社	千円 10,000	100.0	ホースの製造
高槻化成有限会社	千円 50,000	100.0	成形品の製造
大阪タイガース工販株式会社	千円 15,000	100.0	ホースその他の販売

- (注) 平成26年1月7日、Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. は操業を開始いたしました。

(10) 主要な借入先および借入額

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	600 百万円
株式会社京都銀行	450
三井住友信託銀行株式会社	100
日本生命保険相互会社	100
明治安田生命保険相互会社	50

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,013,896株（自己株式97,702株を除く）
- (3) 当事業年度末の株主数 3,003名（前事業年度末比276名減）
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
タイガー興産有限会社	1,965 千株	9.8 %
タイガース取引先持株会	1,280	6.4
株式会社三菱東京UFJ銀行	979	4.9
澤田宏治	888	4.4
T. P. C持株会	829	4.1
株式会社京都銀行	776	3.9
タイガースポリマー従業員持株会	624	3.1
澤田博行	600	3.0
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT	487	2.4
三井住友信託銀行株式会社	474	2.4

(注) 持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

3. 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

地 位	氏 名	担当【重要な兼職の状況】
代表取締役会長	澤 田 博 行	
代表取締役社長	渡 辺 健太郎	
専 務 取 締 役	澤 田 宏 治	製造部・品質保証部・情報システム室担当 【武庫川化成有限会社代表取締役社長】
常 務 取 締 役	佐 々 木 博	営業部長
常 務 取 締 役	木 戸 俊 明	第二営業部長
取 締 役	高 良 寛 人	開発研究所長
取 締 役	源 田 晴 信	海外事業部長 【杭州泰賀塑化有限公司董事長】 【広州泰賀塑料有限公司董事長】
取 締 役	寺 村 定 雄	総務部長／環境管理部担当
常 勤 監 査 役	滝 野 和 敬	
監 査 役	大 川 治	【弁護士（弁護士法人堂島法律事務所 社員弁護士）】
監 査 役	薩 摩 嘉 則	【公認会計士（監査法人彌榮会社社 代表社員）】 【株式会社阪神調剤薬局 社外監査役】

- (注) 1. 平成25年6月25日、取締役 野村光昭および同 田中 剛の両氏は、任期満了により退任いたしました。
2. 当事業年度中に、取締役の地位および担当を次のとおり変更いたしました。

氏 名	新	旧	変 更 日
澤 田 宏 治	専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当	取締役製造部長	平成25年6月25日
	専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当 兼 製造部栃木工場長	専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当	平成25年9月2日
	専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当	専務取締役 製造部・品質保証部・情報システム室担当 兼 製造部栃木工場長	平成25年12月1日
木 戸 俊 明	常務取締役第二営業部長 兼 第二営業部オートモーティブ事業室長	常務取締役第二営業部長	平成25年4月1日
	常務取締役第二営業部長	常務取締役第二営業部長 兼 第二営業部オートモーティブ事業室長	平成26年1月1日
源 田 晴 信	取締役海外事業部長	取締役 Tigerpoly Manufacturing, Inc. 社長	平成25年4月1日
寺 村 定 雄	取締役総務部長／環境管理部担当	取締役購買部長	平成25年6月25日

3. 平成26年3月25日、常務取締役 木戸俊明氏は、杭州泰賀塑化有限公司董事長および広州泰賀塑料有限公司董事長を退任いたしました。
4. 同日、取締役 源田晴信氏は、杭州泰賀塑化有限公司董事長および広州泰賀塑料有限公司董事長に就任いたしました。
5. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役 薩摩嘉則氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役 大川 治および同 薩摩嘉則の両氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る役員報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	10名	108,581千円
監査役(うち社外監査役)	3名(2名)	24,892千円(9,789千円)
合 計	13名	133,473千円

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額38,682千円を支払っております。
2. 上記報酬等の額には、第72期定時株主総会において決議予定の役員賞与21,400千円(取締役賞与17,700千円、監査役賞与3,700千円)が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席回数	監査役会 出席回数	活 動 状 況
社外監査役	大 川 治	12回/13回	12回/12回	必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	薩 摩 嘉 則	13回/13回	12回/12回	必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

③社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 名 称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る報酬等の額

区 分	支 払 額
①公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	26,000千円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者(外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者)の監査(会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る)を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会に提案いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、「倫理規定」、「インサイダー取引防止規定」等社内規定を整備するとともに、「取締役読本」を制定し、取締役に配布することおよび当社における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定し、取締役および使用人に配布することにより、取締役および使用人の職務執行の適法性を確保する。
- ②当社は、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、当社における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うことにより、取締役および使用人の業務の適正性を確保する。
- ③法令違反等の疑義がある行為を発見した場合、または、「公益通報者保護規定」に定める通報システムにより、法令違反等の通報を受けた場合、当社は、同規定に定める方法で調査し、事実を確認するとともに、再発防止策を策定し、取締役会および監査役会に報告する。
- ④当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築および運用を整備し、推進することにより、財務報告の信頼性を確保するとともに、当該システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより、金融商品取引法その他関係法令との適合性を確保する。
- ⑤監査室は、監査計画に基づいて業務監査を実施することにより、法令等の遵守体制の有効性を確保する。
- ⑥監査役は、「監査役会規定」、「監査役監査基準」等に基づき、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- ⑦当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は絶対行わない。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係る重要な情報を「文書管理規定」に従って法定文書、各種議事録、各種契約書、稟議書等の文書（電磁的記録を含む）に整理し、作成のうえ、「職務分掌規定」に定める担当部門が関連資料とともに適切に保存、管理し、取締役および監査役が、これらの文書を常時閲覧できる体制を確保する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①コンプライアンス、環境、品質、災害、情報セキュリティ、資金運用、為替等に係るリスクについては、各種管理規定を制定するとともに、各担当部門において運用マニュアルの作成、研修会・勉強会の実施により管理する。
- ②当社は、取締役会において、各取締役からリスクに関する報告を適宜受け、リスクの予防、発見、管理および対応を行う。
- ③新たにリスクが生じた場合には、取締役会と監査役会が協議のうえ、速やかに対応責任者を取締役の中から選任する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、中期経営計画および年度利益計画により定められた「経営方針」、「経営戦略」、「数値目標」等の達成度合いを、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において検証し、結果を関係部門にフィードバックすることにより、取締役の職務執行の効率性を確保する。

(5) 会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社グループ全体における業務運営の倫理上および業務上の指針となる「わたしたちの行動指針」を制定し、周知徹底する。
- ②重要案件の承認について、当社および国内子会社は「取締役会規定」および「稟議規定」に基づき、海外子会社は「海外関係会社管理規定」に基づき、決裁権限者の承認を得る。
- ③当社は、毎月開催される「取締役会」、「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、当社グループ全体における業務の状況を報告し、議論、意見交換等を行うことにより、当社グループの業務の適正性を確保する。
- ④当社子会社から、毎月「業績報告書」の提出を受け、これを当社取締役、監査役、主管部門長に回付し、必要に応じて各員がコメントを付し、子会社へフィードバックすることにより、当社子会社の業務の適正性を確保する。
- ⑤監査役および監査室は、当社グループの運営が法令、定款等を遵守しているかを確認するために、当社グループ各社に対する監査を実施する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役がその職務を補助する使用人（以下「補助職員」という）の設置を求めたときは、取締役会は特段の理由がない限り、監査役が監査室所属の職員（監査室長を含む）の中から補助職員を選任することを認める。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役より監査業務に必要な命令を受けた補助職員は、その命令に関して、取締役、監査室長等上司の指揮命令を受けないものとする。
- ②当該職員の人事異動、人事評価および懲戒処分に際しては、監査役会の意見を聞かなければならない。

(8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役は、監査役が出席する「取締役会」において、次の事項を報告する。
 - 1) 取締役会他重要な会議で決議された事項
 - 2) 当社および当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 3) 毎月の経営状況として重要な事項
 - 4) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 5) 重大な法令・定款違反
 - 6) 「公益通報者保護規定」に定める通報状況とその内容
 - 7) その他コンプライアンス上、重要な事項
- ②取締役および使用人は、監査役が出席する「予算委員会」、「工場長会議」および「営業会議」において、前記①の補足を行うほか、その他の重要事項を報告する。
- ③使用人は、前記①の2)、5)および7)に関する重大な事実を発見した場合は、「公益通報者保護規定」に定める通報手段により、監査役に直接報告することができる。
- ④監査役に対する各種議事録、稟議書の回付等を通じて、業務執行の状況につき監査役が必要と認める事項を適宜報告する。
- ⑤監査室は、監査役に対し、監査計画、監査結果を適宜閲覧に供するほか、内部監査活動に関する報告を適宜行う。

(9) その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「定例監査役会」を原則として3ヶ月に1回、さらに必要に応じて「臨時監査役会」を開催し、監査所見、監査上の重要課題等について監査役相互で意見を交換し、その結果を「取締役会」において監査役会報告として定期的に報告することにより、監査役監査が実効的に行われる体制を構築する。
- ②監査役会は、代表取締役社長および会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、監査を実効的に行うことを確保するとともに、取締役会等重要な社内会議に出席し、意見を聴取することにより補完する。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞させたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念、経営の基本方針に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性がある結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、当社株式の買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断した場合は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

タイガースポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます）は、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

I 経営理念

- ①経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- ②株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- ③企業の発展と持続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

II 経営の基本方針

- ① 3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- ② 参加したそれぞれのニッチ市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- ③ 海外で需要のある国に子会社を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- ④ 技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

III 経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- ① 営業部管轄の国内5支店と市場開発室の営業活動により、国内売上高の増加（樹脂ホース、ゴムシート等）を推進するとともに、自動車部品を担当する第二営業部や海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。
- ② 取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。
- ③ 常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。
- ④ 品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。
- ⑤ 拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- ⑥ これらの施策を効果的に推進するため、海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行い、グローバルな人材の育成に努力しております。
- ⑦ 金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人、コンサルタントの指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

IV コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。その一環として、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成24年6月26日開催の当社第70期定時株主総会において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただいております。

本プランの内容は以下のとおりであります。

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

本プランでは、当社が発行者である株券等について、「保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等」または「公開買付後の対象買付者およびその特別関係者に係る株券等の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付」を対象としております。このような買付等が行われる場合、当社取締役会は、買付者等に対して必要な情報の提出を求めるとともに、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。この特別委員会は、客観性および合理性を確保するため、当社経営陣および買付者等からの独立性が高い社外監査役2名に有識者1名を加えた合計3名で構成します。

特別委員会は、買付者等からの情報、当社取締役会からの情報、代替案等を受領後、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から、その内容を検討いたします。なお、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができます。

特別委員会は、買付者等の買付等の内容を検討した結果、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれかに該当し、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の発動を、一方、買付者等による買付等が「本プランに定める手続を遵守しない」または「当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある」場合のいずれにも該当しない、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の不発動を勧告します。

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合には、その招集を行います。

本プランによる対抗措置として新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、「買付者等による権利行使は認められないとの行使条件」および「当社が買付者等以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項」が付された新株予約権を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

なお、新株予約権の無償割当を行った場合、買付者等以外の株主の皆さまの保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じませんが、当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます。

本プランの有効期間は、平成24年6月26日開催の定時株主総会の終結のときから平成26年度定時株主総会の終結のときまでの約2年間とし、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止または変更することができます。

(注) 1. 本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載しております。

<http://tigers.jp/ir/etc.html>

2. 平成26年5月12日開催の取締役会におきまして、平成26年6月24日開催予定の第72期定時株主総会における株主の皆さまの承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしました。

その詳細は、株主総会参考書類38頁から59頁をご参照ください。

(4) 上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、上記各取組みが、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容に沿ったものであり、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

その理由といたしまして、上記(2)の取組みにつきましては、当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成等を目的とするものであり、これらの取組みによって、当社の企業価値はより向上するものと考えております。また、上記(3)の取組みにつきましては、本プランは、株主総会において株主の皆さまのご承認を得て導入、継続されたものであること、有効期間を2年間に限定し、当社取締役会または株主総会の決議により、いつでも廃止することができること、当社取締役会における本プランの発動または不発動の決議は、特別委員会の勧告を最大限尊重すること、特別委員会は、当社の費用で独立した第三者の助言を得ることができることなどから、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、)
(比率については四捨五入して表示しております。)

連結貸借対照表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	19,678,941	流動負債	7,560,825
現金及び預金	7,735,978	支払手形及び買掛金	3,989,410
受取手形及び売掛金	7,878,231	短期借入金	1,324,614
商品及び製品	1,734,161	1年内返済予定の長期借入金	36,456
仕掛品	238,912	未払金	1,491,764
原材料及び貯蔵品	1,286,013	未払法人税等	220,723
繰延税金資産	214,277	賞与引当金	337,028
その他	596,178	役員賞与引当金	22,900
貸倒引当金	△ 4,811	その他	137,927
固定資産	13,863,279	固定負債	2,777,113
有形固定資産	11,103,633	長期借入金	873,944
建物及び構築物	4,033,001	退職給付に係る負債	1,406,742
機械装置及び運搬具	3,729,356	資産除去債務	14,042
工具、器具及び備品	526,478	繰延税金負債	295,643
土地	1,963,812	その他	186,741
建設仮勘定	850,984	負債合計	10,337,938
無形固定資産	294,590	【純資産の部】	
ソフトウェア	142,374	株主資本	21,559,406
その他	152,216	資本金	4,149,555
投資その他の資産	2,465,055	資本剰余金	3,900,679
投資有価証券	1,957,778	利益剰余金	13,560,987
繰延税金資産	298,291	自己株式	△ 51,815
その他	218,028	その他の包括利益累計額	864,031
貸倒引当金	△ 9,042	その他有価証券評価差額金	498,516
		為替換算調整勘定	559,765
		退職給付に係る調整累計額	△ 194,250
		少数株主持分	780,843
		純資産合計	23,204,282
資産合計	33,542,221	負債及び純資産合計	33,542,221

連結損益計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		35,182,617
売 上 原 価		28,924,688
売 上 総 利 益		6,257,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,735,548
営 業 利 益		1,522,380
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	78,943	
そ の 他	172,437	251,381
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	27,732	
そ の 他	262,857	290,589
経 常 利 益		1,483,172
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	12,253	12,253
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	19,708	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,200	22,908
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,472,518
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	533,480	
法 人 税 等 調 整 額	26,485	559,965
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		912,552
少 数 株 主 利 益		103,863
当 期 純 利 益		808,688

連結株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成25年4月1日残高	4,149,555	3,900,679	12,912,413	△ 51,523	20,911,126
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	△ 160,115	—	△ 160,115
当期純利益	—	—	808,688	—	808,688
自己株式の取得	—	—	—	△ 292	△ 292
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	648,573	△ 292	648,280
平成26年3月31日残高	4,149,555	3,900,679	13,560,987	△ 51,815	21,559,406

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
平成25年4月1日残高	450,669	△1,203,569	—	△ 752,899	601,751	20,759,978
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△ 160,115
当期純利益	—	—	—	—	—	808,688
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△ 292
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額(純額)	47,847	1,763,335	△ 194,250	1,616,931	179,091	1,796,023
連結会計年度中の変動額合計	47,847	1,763,335	△ 194,250	1,616,931	179,091	2,444,304
平成26年3月31日残高	498,516	559,765	△ 194,250	864,031	780,843	23,204,282

連 結 注 記 表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数および主要な連結子会社の名称

連結子会社の数	10社
主要な連結子会社の名称	Tigerpoly Manufacturing, Inc. Tigerflex Corporation Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V. Tigerpoly(Thailand)Ltd. Tigers Polymer (Malaysia) Sdn. Bhd. 杭州泰賀塑化有限公司 広州泰賀塑料有限公司

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司
連結の範囲から除いた理由	非連結子会社は、小規模会社であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社および関連会社の数ならびに主要な会社の名称

持分法適用の非連結子会社および関連会社はありません。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社のうち主要な会社の名称等

主要な会社の名称	ラバー・フレックス株式会社 杭州正佳電器有限公司 有限会社見市商会
持分法を適用しない理由	持分法非適用会社は、それぞれ連結純損益、利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

海外連結子会社7社の決算日は、いずれも12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、それぞれ、計算書類を使用して、かつ連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 資産の評価基準および評価方法

① 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

市場価格のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のないもの … 移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準および評価方法

国内会社

評価基準：原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

評価方法：商 品 … 総 平 均 法

製 品 … 総 平 均 法

仕 掛 品 … 総 平 均 法

原 材 料 … 移 動 平 均 法

貯 蔵 品 … 最 終 仕 入 原 価 法

なお、海外連結子会社は主として総平均法による低価法であります。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

国内会社は定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

海外連結子会社は主として定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

5. その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る負債の計上基準

当社と一部の子会社につきましては、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生連結会計年度の期間費用としております。

- (3) 連結計算書類の作成の基礎となった連結会社の財務諸表の作成にあたって採用した重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準
 外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産および負債、収益および費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定および少数株主持分に含めております。

II 会計方針の変更に関する注記

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、当連結会計年度末より適用し（ただし、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めを除く。）、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する方法に変更し、未認識数理計算上の差異を退職給付に係る負債に計上いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度末において、当該変更に伴う影響額をその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に加減しております。

この結果、当連結会計年度末において、退職給付に係る負債が1,406,742千円計上されております。また、その他の包括利益累計額が194,250千円減少しております。

なお、1株当たり情報に与える影響は当該箇所に記載しております。

III 連結貸借対照表に関する注記

- 担保提供資産
担保資産 現金及び預金 4,801千円（電力供給を受けるために差し入れております）
- 有形固定資産の減価償却累計額 29,341,775千円

IV 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 当連結会計年度末における発行済株式の種類および総数
普通株式 20,111,598株
- 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	80,058千円	4円	平成25年3月31日	平成25年6月26日
平成25年11月11日 取締役会	普通株式	80,057千円	4円	平成25年9月30日	平成25年12月3日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成26年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 120,083千円
- ②1株当たり配当額 6円
- ③基準日 平成26年3月31日
- ④効力発生日 平成26年6月25日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

V 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期毎に時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金および設備投資資金であり、固定金利により借入を行っております。なお、デリバティブは内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	7,735,978千円	7,735,978千円	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	7,878,231千円 △ 4,811千円		
	7,873,420千円	7,873,420千円	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	1,911,910千円	1,911,910千円	—
(4) 支払手形及び買掛金	(3,989,410千円)	(3,989,410千円)	—
(5) 短期借入金	(1,324,614千円)	(1,324,614千円)	—
(6) 未払金	(1,491,764千円)	(1,491,764千円)	—
(7) 未払法人税等	(220,723千円)	(220,723千円)	—
(8) 長期借入金	(910,400千円)	(911,679千円)	(1,279千円)

(※) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法および有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金ならびに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び買掛金、(5) 短期借入金、(6) 未払金ならびに(7) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

2. 非上場株式(連結貸借対照表計上額45,868千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、(3)投資有価証券 その他有価証券には含めておりません。

VI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 1,120円39銭

2. 1株当たり当期純利益 40円41銭

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、退職給付会計基準等を適用し、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が9円71銭減少しております。

VII 重要な後発事象に関する注記

当社連結子会社Tigerpoly(Thailand)Ltd.の第二工場（主な生産製品：家電用ホース）におきまして、平成26年1月26日に火災事故が発生しました。この火災事故により、焼失した建物、機械装置および棚卸資産の帳簿価額総額は、約187百万円であります。なお、当該資産に保険が付されておりますが、実際の影響額は現時点では未確定であります。

VIII その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する連結会計年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異について、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が11,289千円減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が11,289千円増加しております。

（本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

(平成26年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
【資産の部】		【負債の部】	
流動資産	12,806,841	流動負債	5,173,417
現金及び預金	3,706,261	支払手形	260,104
受取手形	2,075,639	買掛金	2,778,008
売掛金	3,490,422	短期借入金	650,000
商品及び製品	912,617	未払金	871,022
仕掛品	170,828	未払費用	1,865
原材料及び貯蔵品	358,207	未払法人税等	181,304
前払費用	56,920	賞与引当金	308,579
繰延税金資産	169,814	役員賞与引当金	21,400
未収収益	6,104	設備関係支払手形	78,540
未収入金	243,956	その他	22,593
短期貸付金	1,591,560	固定負債	1,853,688
その他	26,719	長期借入金	650,000
貸倒引当金	△ 2,211	長期未払金	152,857
固定資産	13,491,493	退職給付引当金	1,005,288
有形固定資産	4,467,452	資産除去債務	14,042
建物	1,252,052	預り保証金	31,500
構築物	82,812	負債合計	7,027,105
機械及び装置	930,048	【純資産の部】	
車両運搬具	11,495	株主資本	18,772,712
工具、器具及び備品	378,280	資本金	4,149,555
土地	1,341,286	資本剰余金	3,900,679
建設仮勘定	471,476	資本準備金	3,900,524
無形固定資産	102,905	その他資本剰余金	154
ソフトウェア	93,678	利益剰余金	10,774,292
電話加入権	9,226	利益準備金	230,584
投資その他の資産	8,921,135	その他利益剰余金	10,543,707
投資有価証券	1,938,848	買換資産圧縮積立金	32,200
関係会社株式	5,181,669	特別償却準備金	1,245
関係会社出資金	1,552,139	別途積立金	4,500,000
長期前払費用	49,404	繰越利益剰余金	6,010,262
敷金保証金	73,528	自己株式	△ 51,815
繰延税金資産	103,506	評価・換算差額等	498,516
その他	31,081	その他有価証券評価差額金	498,516
貸倒引当金	△ 9,042	純資産合計	19,271,228
資産合計	26,298,334	負債及び純資産合計	26,298,334

損 益 計 算 書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		20,137,434
売 上 原 価		15,869,287
売 上 総 利 益		4,268,146
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,585,547
営 業 利 益		682,599
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	259,285	
そ の 他	289,972	549,257
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	10,251	
そ の 他	81,013	91,264
経 常 利 益		1,140,591
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	4,844	4,844
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	18,095	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	3,200	21,295
税 引 前 当 期 純 利 益		1,124,141
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	324,892	
法 人 税 等 調 整 額	△ 36,338	288,554
当 期 純 利 益		835,587

株主資本等変動計算書

(平成25年4月1日から
平成26年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成25年4月1日残高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679
事業年度中の変動額				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成26年3月31日残高	4,149,555	3,900,524	154	3,900,679

	株 主 資 本							自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金						利 益 剰 余 金 合 計		
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金				繰越利益剰余金			
		買換資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金					
平成25年4月1日残高	230,584	32,200	3,377	4,500,000	5,332,658	10,098,820	△ 51,523	18,097,533	
事業年度中の変動額									
剰余金の配当	—	—	—	—	△ 160,115	△ 160,115	—	△ 160,115	
当期純利益	—	—	—	—	835,587	835,587	—	835,587	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	△ 292	△ 292	
特別償却準備金の取崩	—	—	△ 2,132	—	2,132	—	—	—	
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 2,132	—	677,604	675,471	△ 292	675,178	
平成26年3月31日残高	230,584	32,200	1,245	4,500,000	6,010,262	10,774,292	△ 51,815	18,772,712	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成25年4月1日残高	450,669	450,669	18,548,202
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△ 160,115
当期純利益	—	—	835,587
自己株式の取得	—	—	△ 292
特別償却準備金の取崩	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	47,847	47,847	47,847
事業年度中の変動額合計	47,847	47,847	723,026
平成26年3月31日残高	498,516	498,516	19,271,228

個別注記表

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式 … 移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のあるもの … 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のないもの … 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準および評価方法

①評価基準：原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

②評価方法：商 品 … 総平均法

製 品 … 総平均法

仕 掛 品 … 総平均法

原 材 料 … 移動平均法

貯 蔵 品 … 最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員の賞与の支給に充てるため、支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することしております。

4. 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の処理方法

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外消費税等は発生事業年度の期間費用としております。

(3) 退職給付に係る会計処理の方法

計算書類において、未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結計算書類と異なっております。個別貸借対照表上、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額から、年金資産の額を控除した額を退職給付引当金に計上しております。

II 貸借対照表に関する注記

- | | |
|-------------------------------------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 19,166,703千円 |
| 2. 保証債務 | |
| 子会社の金融機関からの借入金 | 380,255千円 |
| 3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務（区分表示したものを除く） | |
| 短期金銭債権 | 2,015,734千円 |
| 短期金銭債務 | 193,443千円 |

III 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上高	1,610,126千円
仕入高	2,178,590千円
営業取引以外の取引高	403,000千円

IV 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類および株式数	
普通株式	97,702株

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳
(繰延税金資産)

賞与引当金	109,854千円
貸倒引当金	3,739千円
退職給付引当金	357,882千円
減価償却費損金算入限度超過額	15,371千円
投資有価証券評価損	15,562千円
ゴルフ会員権評価損	28,802千円
長期未払金	54,417千円
その他	67,305千円
繰延税金資産小計	652,934千円
評価性引当額	△ 100,284千円
繰延税金資産合計	552,650千円
(繰延税金負債)	
資産除去債務に対応する除去費用	△ 653千円
固定資産圧縮積立金	△ 17,800千円
特別償却準備金	△ 688千円
その他有価証券評価差額金	△ 260,187千円
繰延税金負債合計	△ 279,329千円
繰延税金資産の純額	273,320千円

VI リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器、製造設備等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

VII 退職給付債務に関する注記

退職給付債務	2,638,080千円
年金資産	△ 1,353,964千円
未認識数理計算上の差異	△ 278,828千円
退職給付引当金	1,005,288千円

VIII 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	Tigerpoly Manufacturing, Inc.	所有 直接100%	資金の援助	利息の受取 (注)	2,180	短期貸付金	205,840
	Tigerpoly (Thailand)Ltd.	所有 直接100%	資金の援助	利息の受取 (注)	6,415	短期貸付金	253,600
	Tigerpoly Industria de Mexico S.A. de C.V.	所有 直接100%	資金の援助	利息の受取 (注)	15,250	短期貸付金	1,132,120

(注) 利息の受取につきましては、市場金利を勘案し利率を決定しております。

IX 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額 962円89銭
- 1株当たり当期純利益 41円75銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当する事項はありません。

XI その他の注記

法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が13,925千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が13,925千円増加しております。

(本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。)

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 関口 浩一 ㊟

業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タイガースポリマー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成26年5月8日

タイガースポリマー株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 関口 浩一 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 生越 栄美子 ㊟

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タイガースポリマー株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第72期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年5月12日

タイガースポリマー株式会社 監査役会

常勤監査役 滝野 和敬 ㊟

社外監査役 大川 治 ㊟

社外監査役 薩摩 嘉則 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆さまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけており、業績に応じた適正な利益配分を基本方針にしております。当期の期末配当につきましては、安定配当の維持・継続に加えて連結業績を考慮し、2円増配の1株につき6円にさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当金として1株につき4円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は2円増配の1株につき10円となります。

(1) 配当財産の種類
金 銭

(2) 配当財産の割当に関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円
配 当 総 額 金120,083,376円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成26年6月25日

第2号議案 監査役1名選任の件

本総会終結のときをもって、監査役 滝野和敬氏は辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。その任期は、当社定款の定めにより、辞任されます監査役の任期の満了するときまでとなります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
【新任】 たむら よういち 田村 洋一 (昭和29年10月2日生)	昭和52年4月 当社入社 平成17年4月 同製造部静岡工場長 平成26年4月 同本部長(現任)	19,322株

(注) 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第3号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役8名および監査役3名に対し、当期の功労に報いるため、当期の業績、支給対象人員等を勘案して、取締役賞与として総額17,700,000円、監査役賞与として総額3,700,000円を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役および各監査役に対する支給金額は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

第4号議案 当社株式の大量買付行為等に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、平成24年6月26日開催の当社第70期定時株主総会において、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的とした当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を継続することにつき、株主の皆さまのご承認をいただきましたが、その有効期間は、平成26年度の当社第72期定時株主総会（平成26年6月24日開催予定）の終結のときまでとなっております。

当社では、社会および経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして本プランについて、継続的に検討してまいりました。

その結果、当社は、当社の企業価値を毀損し、株主の皆さまの共同の利益を損なうような不適切な買付等を抑止すべく、平成26年5月12日開催の当社取締役会において、平成26年6月24日開催予定の当社第72期定時株主総会における株主の皆さまのご承認を条件として、本プランを継続することを決議いたしました。

なお、本プランの継続にあたり、実質的内容に変更はございません。

本プランの継続を決定した当社取締役会には、社外監査役2名を含む当社監査役3名全員が出席し、本プランの具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員が本プランの継続に同意しております。

また、平成26年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「事業報告」の「2. 会社の株式に関する事項」（8頁）に記載のとおりでございます。加えて、現時点におきまして、特定の第三者から大量買付行為等を行う旨の通告や提案を受けていないことを申し添えます。

つきましては、本プランの継続について、ご承認をお願いしたいと存じます。

第1 本プラン継続の必要性

1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、上場会社である以上、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方については、株主の皆さまが所有する当社株式の市場での自由な取引を通じて決まるべきものであり、当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案（以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」といいます）がなされた場合、これに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆さまの意思に基づき行われるべきであると考えております。

しかし、株式の買付等の中には、その目的等からみて、対象となる会社の企業価値を損ね、あるいは株主の皆さまの共同の利益に反するものも少なからず存在します。

当社株式の買付者等が、後述の当社の経営理念、経営の基本方針（以下「経営理念等」といいます）を理解せず、短期的な効率性を追求して特定分野から撤退してバランス経営を損ねたり、研究開発費用の大幅な削減をして技術開発を停滞せたりするなど、中・長期的な観点からの継続的な経営理念等に反する行為をとれば、当社が創業以来育んできた企業価値が著しく損なわれ、株主の皆さまの共同の利益が害されることになりえます。

従いまして、当社は、当社の企業価値が毀損され、株主の皆さまにとって不本意な形で不利益が生じる可能性がある結論づけられる当社株式の買付等を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えます。

具体的には、

- ①当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような場合（いわゆるグリーンメーラー、焦土化経営を目的とする場合等）
- ②強圧的段階買収など株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれがある場合
- ③株主の皆さまに、買付等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報が提供されず、または提供された場合であっても不十分な提供である場合
- ④当社取締役会に、代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない場合
- ⑤買付者等の提案する株式の買付等の条件（対価の種類および価額、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等）が当社の企業価値に照らして不十分または不適切な場合
- ⑥当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制および販売体制を支える会社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある場合
- ⑦買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- ⑧買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

等には、当該買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益に資さないものと判断いたします。

これらの場合においては、当社は、必要かつ相当な措置を取ることによって、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保する必要があると考えております。

2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、昭和13年にゴムホース・工業用ゴム製品のメーカーとして創業し、タイヤガスポリマーグループ（以下「当社グループ」といいます）として、国内外で事業を展開してまいりました。当社グループは、時代の流れを着実に捉えながら徹底した顧客指向により、幅広い分野で産業の発展に貢献するとともに、社会からの期待と信頼に応える企業であり続けたいと考えております。

当社グループは、投資家の皆さまに長期的に投資を継続していただくため、その企業価値および株主の皆さまの共同の利益を向上させる取組みとして、下記経営理念に基づき、経営の基本方針を定め、具体的な施策を展開しております。

(1) 経営理念

- ①経済活動を通して付加価値を生み出し、広く社会に貢献する。
- ②株主の皆さまをはじめ従業員、取引先、社会などすべてのステークホルダーの信頼と期待に応える。
- ③企業の発展と持続性確保のため、市場の変化にすばやく対応し、常に顧客指向を「信念」として、その実現のために多種多様な変化に対し、「柔軟」に対応する。

(2) 経営の基本方針

- ①3×4のバランス経営を行う。
3つの基本技術（ホースを作る技術、ゴムシートを作る技術、モールド（成形品）を作る技術）をもとに製造した製品を4つの市場（家電、自動車、土木・建築・住宅、産業資材）に供給し、バランスのとれた経営を指向する。
- ②ニッチ市場で高シェアを獲得する。
参加したそれぞれの市場で高シェアを獲得すべく経営資源の集中化を図る。
- ③需要に従った海外展開を行う。
海外で需要のある国に子会社を展開し、現地生産、現地販売を基本に最適地での生産を行う。
- ④技術開発で生き残る。
技術開発に力を注ぎ、優れた技術により品質、効率、生産スピード等の面で他社との差別化を図る。

(3) 経営の基本方針に基づき実施している具体的施策

- ①営業部管轄の国内支店・営業所と市場開発室の営業活動により、国内売上高の増加（樹脂ホース、ゴムシート等）を推進するとともに、自動車部品を担当する第二営業部や海外事業部と海外子会社のグローバルな活動により、連結売上高の拡大を推進しております。
具体的には、国内においては全国に展開する代理店を通じての販売ルートの積極的開拓・見直し、販売価格の適正水準の維持、新製品の開発・拡販などに努めております。
また、日本、米州、アジアに広がる自動車部品、家電用・産業用ホースの生産・販売を最も効率的に行うために、生産コスト・物流・為替等を総合的に勘案の上、最適地調達、最適地生産を推進しております。
- ②取引先のニーズに的確・迅速に対応するため、また収益力を高めるために、開発研究所に資源を投入し、機械・設備能力の向上や新製品の開発などに注力しております。また、主要取引先である有力自動車メーカーへゲストエンジニアの派遣も行っております。
- ③常に生産技術を改善・向上させ、工場の生産性向上・合理化を徹底的に進めております。具体的には、新材料の開発、ロス不良の低減、段取り時間短縮、生産のスピードアップ等に努めコスト低減を図っております。
- ④品質、安全、環境対策に注力し、環境関連法の遵守、ISOの徹底展開を図っております。

- ⑤拡大する海外子会社の管理手法を洗練させるため、子会社管理規定を充実させるとともに、当社主導により、各社の在庫管理システムおよびセキュリティシステムを見直し、運用面の向上を常に図っております。
- ⑥これらの施策を効果的に推進するには、人材の育成・強化、内部統制の整備が不可欠です。海外子会社と国内との人事ローテーションを計画的、活発に行うことにより、グローバルな人材の育成に努力しております。
- ⑦金融商品取引法に基づく内部統制については、監査法人、コンサルタントの指導の下に内部統制システムを確立させ、内部統制報告書を作成し、チェックを受けております。

(4) コーポレートガバナンス強化への取組み

当社グループは、経営理念に定める「ステークホルダーの信頼と期待に応える」ため、コーポレートガバナンスの強化に取り組んでおります。その一環として、監査役3名（うち社外監査役2名）を選任し、重要会議への出席を励行するとともに、監査室を設置することにより、効率的な内部統制システムを構築し、経営の合理化・効率化および職務の適正な遂行を図っております。

3. 本プランの目的

当社は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上のために、前述の「1. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下「基本方針」といいます）に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを抑止する必要があります。

そのためには、買付等がなされるに際し、買付者等の提案する経営方針や事業計画等の内容、実現可能性および適法性、当該提案が株主の皆さまや当社グループの経営に及ぼす影響、当社顧客をはじめとするステークホルダーに及ぼす影響その他当社企業価値に及ぼす影響の内容および程度等について、検討・判断するに足りるだけの十分な情報が開示されるべきです。

また、その情報に基づいて、①当該買付等が当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるものであるかどうか、買付等に応じるべきかどうかを株主の皆さまが適切に検討・判断し、②当社取締役会が株主の皆さまに代替案をご提案し、あるいは③不適切な買付者等と交渉を行う機会・時間が確保されるべきです。

そこで、当社は、買付等がなされた場合に、上記の情報開示、検討・判断の時間・機会を確保することにより、当社基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保・向上させるため、現段階で一定の措置を講じておくことが重要であると考えております。

なお、当社役員およびその関係者は、平成26年3月31日現在で当社発行済株式総数（自己株式数を除く）の25.52%を保有しておりますが、これは相当に分散しており、必ずしも将来の安定性を保証するものではありません。また、当社が上場会社である以上、当社株式の譲渡は株主の皆さまの自由な意思によるものであることから、当社株式の流動性が今後さらに増すことも考えられます。

これらの事情に鑑みますと、今後当社株式に対して、企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうような買付等がなされる可能性が十分に考えられ、買付等がなされた場合に、株主の皆さまのために必要な情報や時間を確保する必要性があると考えます。

以上の理由により、当社取締役会は、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会の承認を条件として、本プランを継続することを決定しました。

第2 本プランの内容

1. 本プランについて（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 本プランの概略

本プランは、買付等が行われる際に、買付者等が遵守すべき手続を明確にし、株主の皆さまが適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会による買付者等との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって、当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保し、向上させることを目的としており、いわゆる「事前警告型買収防衛策」に分類されるものです。

買付等が行われる場合の本プランに従った手続の概略は次のとおりです。

①情報等の事前提出

当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者等には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。

②特別委員会の勧告

当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、当社と利害関係のない独立社外者および社外監査役から成り、外部専門家等の助言を得て、上記①により提出を受けた情報に基づき、買付等の内容の評価・検討を行います。

その結果、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等ではないと特別委員会が判断した場合、対抗措置を発動しないよう、当社取締役会に勧告します。

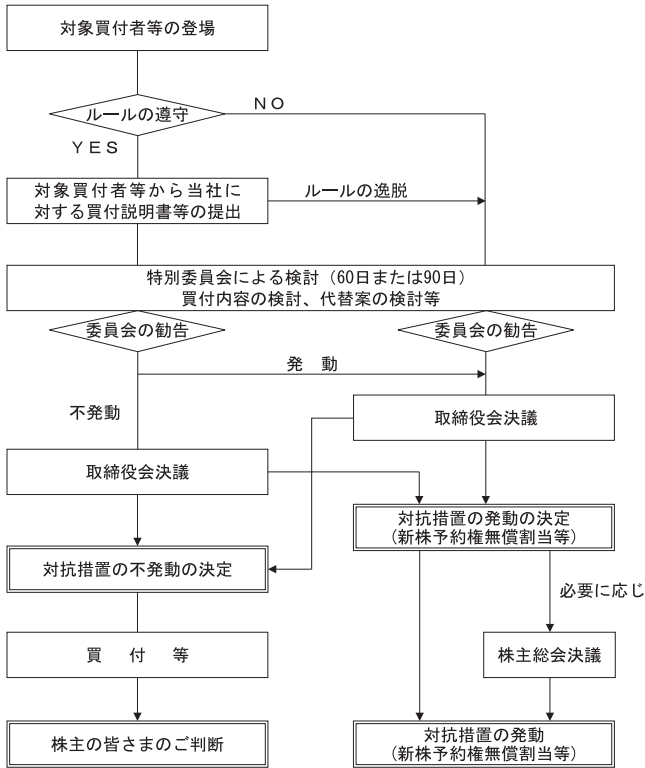
他方、買付者等が本プランの手続を遵守しない場合や、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を侵害する買付等であると特別委員会が判断した場合は、同委員会は対抗措置の発動（買付者等による権利行使が認められない行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施等）を当社取締役会に勧告します。

③対抗措置の発動・不発動

当社取締役会は、上記②の特別委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の発動または不発動の決議を行います。

これにより、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保します。

本プランの手の続の流れを図で示すと次のとおりです。



(2) 本プランの特徴

本プランの主な特徴は次のとおりです。

①株主総会決議に基づき、導入・継続・変更・廃止がなされます

～株主意思の原則～

本プランは、当社株式の大量買付行為等に対する対応策の導入、継続、変更および廃止を、当社取締役会のほか、株主総会においても決定することができる旨の当社定款規定に基づき、株主総会決議により導入、継続されました。

また、今般も、当該定款規定に従い、本プランの継続を株主総会決議により決定するものです。

さらに、具体的な対抗措置の発動としての新株予約権無償割当に関しても、当社定款規定に基づき、当社取締役会のほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定します。

② 1回の株主総会決議を通じて変更・廃止が可能です ～株主意思の原則～

上記①のとおり、株主総会には、本プランの変更および廃止を決議する権限があります。従いまして、株主総会は、取締役の選解任を通じるまでもなく、直接に1回の決議により、本プランの変更および廃止を決議することができます。

③ 社外の者からなる特別委員会の勧告が尊重されます ～恣意性の排除～

当社取締役会は、当社と利害関係のない独立社外者および社外監査役から構成される特別委員会の勧告を最大限尊重して発動・不発動を決議します。当社取締役は、忠実義務および善管注意義務を負っていますので、特別委員会の勧告とは異なる決議をする場合には、相応の合理的根拠および説明が必要となります。これにより、当社取締役会による恣意的な対抗措置の発動を抑止することができます。

④ 発動要件の明確化・客観化 ～恣意性の排除～

本プランは、あらかじめ明確に定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されております。

2. 本プランの適用対象

当社は、以下のいずれかに該当する買付等（以下「対象買付等」といい、これを行おうとする者を「対象買付者」といいます）が行われた場合に、新株予約権の無償割当、または法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置（以下「対抗措置」といいます）を発動するか否か検討します。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等
- ② 当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者およびその特別関係者⁴に係る株券等の株券等所有割合⁵の合計が20%以上となる公開買付⁶

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続

(1) 特別委員会の設置

当社取締役会は、対象買付等が行われたときまたは行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性および合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者からの独立性が高い社外監査役2名に有識者1名を加えた合計3名を特別委員会の委員とします。

あらかじめ候補者を定めますが、当社取締役会が経営陣および対象買付者からの独立性が低いと判断したときは、候補者を変更するか、候補者以外から特別委員会委員を選任することがあります。この場合、変更理由のほか、新たに特別委員会委員の候補者として、または特別委員会委員として選任した者の氏名、略歴等を開示します。

この特別委員会は、当社取締役会から独立して対抗措置の発動および不発動に関し、審議・決定します。

特別委員会の概要は、後述の「**第3 特別委員会**」に記載のとおりです。

(2) 対象買付者に対する情報提供等の要求

当社は、対象買付者に対し、当社取締役会が不要と判断した場合を除き、対象買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な以下の内容の情報および対象買付者が対象買付等に際して、本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下、あわせて「買付説明書」といいます）を当社の定める様式により提出していただきます。

- ①対象買付者およびそのグループ（共同保有者、特別関係者および組合員その他の構成員（ファンドの場合）を含みます）の詳細（具体的名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、日本における連絡先、資本構成、財務内容等を含みます）
- ②対象買付等の目的、方法および内容（買付の対価の価額および種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます）
- ③買付価格の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報、買付に関連する一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額とその算定根拠、そのうち少数株主に対して分配されるシナジーの額と算定根拠等を含みます）
- ④買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質提供者を含みます）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます）
- ⑤買付後の当社の経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ⑥買付後の当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策および当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑦買付後の当社の顧客、取引先、従業員、地域社会等への対応方針
- ⑧買付提案に関して適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、その他法令等に基づく承認または許認可等の取得可能性
- ⑨買付後の当社の経営において必要な許認可維持の可能性および各種法令等の規制遵守の可能性
- ⑩その他当社取締役会または特別委員会が合理的に必要と判断する情報

特別委員会または当社取締役会が買付説明書の内容について要求する情報として不十分であると判断した場合、当社取締役会は、適宜合理的な回答期限を定めた上、対象買付者に対し、対象買付者の対象買付等の内容の検討のために必要な情報を追加して提出するよう求めることがあります。

また、当社取締役会は、必要に応じ、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を守るという観点から、対象買付者と協議、交渉を行います。

対象買付者は、当社取締役会が検討資料その他の情報提供、協議、交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

買付説明書および追加して提出していただく情報については、株主の皆さまに対しての適切な情報開示および特別委員会における速やかな検討のために、日本語以外の言語での提出の場合は、日本語の訳文の添付を必須とさせていただきます。また、この場合、同様の趣旨から、日本語の書面を正本として扱います。

なお、対象買付者が出現した場合、当社は、適時適切な開示を行います。また、提供された情報が株主の皆さまの判断に必要なものと当社取締役会が判断した場合、当該情報を開示することがあります。

(3) 特別委員会に対する当社取締役会の意見および情報等の提供

当社取締役会は、対象買付者から買付説明書が提出された場合および必要情報が追加提出された場合、速やかに特別委員会に対し、これらを提供します。また、当社取締役会は、これらの受領後10営業日以内に同委員会が定める合理的期間内に、対象買付者の対象買付等の内容に対する意見および根拠となる資料、代替案その他特別委員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示します。

(4) 特別委員会による検討

特別委員会は、対象買付者から買付説明書および十分な情報ならびに当社取締役会からの意見、代替案、情報、資料等を受領した後、対価を円価の現金のみとした買付等の場合は60日間、その他の場合は90日間、検討期間（以下「特別委員会検討期間」といいます）を有することとし（ただし、特別委員会は10日を限度としてこの期間を延長することができるものとします）、この間に、対象買付者の対象買付等の内容の検討、当社取締役会が提示する代替案の検討、対象買付者と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間に入る場合には、速やかにその旨を開示します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を確保するという観点から対象買付等の内容を検討します。

特別委員会の判断が企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保・向上に資するものとなるよう、特別委員会は当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができるものとします。

(5) 特別委員会による情報開示

特別委員会は、その判断の透明性を高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、当社取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他特別委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と特別委員会が判断した情報を除き、株主の皆さまに対し、速やかに情報開示を行います。

(6) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、特別委員会検討期間中の検討等を経て、以下の手続を行うものとします。

なお、当社は、特別委員会が以下の手続に従い行う勧告の内容その他の事項（後記③により特別委員会検討期間を延長する場合には、延長期間およびその理由を含みます）について、決議後速やかに開示を行うものとします。

①特別委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付者による対象買付等が後述する「4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行うことを勧告します。

ただし、特別委員会は、一旦新株予約権の無償割当の実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までは新株予約権の無償割当を中止する旨の、または無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日までは新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

ア) 当該勧告後、対象買付者が対象買付等を撤回した場合その他対象買付等が存在しなくなった場合

イ) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、対象買付者による対象買付等が後述する「4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても新株予約権の無償割当を実施することもしくは行使を認めることが相当でない場合

②特別委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付者の対象買付等の内容について検討した結果、対象買付者による対象買付等が後述する「4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しなくなった、または該当しても新株予約権の無償割当をすることが相当ではないと判断した場合には、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を行わないことを勧告します。

③特別委員会が特別委員会検討期間を延長する場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時まで、新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、10日を限度として、対象買付者の対象買付等の内容の検討等のために合理的に必要とされる範囲内で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(7) 取締役会による検討および決議

当社取締役会は、対象買付者の提出した買付説明書その他必要情報ならびに対象買付者との協議または交渉の結果を評価、検討し、前述の「(6) 特別委員会における判断方法」の特別委員会の勧告を最大限尊重して、新株予約権の無償割当その他の対抗措置の発動または不発動の決議を行うものとします。

また、対抗措置の発動内容が株主総会の決議を必要とする場合その他当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合には、その招集を行います。

具体的には、

- ① 対抗措置の発動内容が法令または定款上、株主総会の決議を必要とする場合
- ② 特別委員会が新株予約権の無償割当の実施に際して、あらかじめ株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合で、当社取締役会が株主総会の決議を必要と判断する場合
- ③ 対象買付等について、後述の「4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件」の②に掲げる要件への該当可能性が問題となっており、かつ、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

には、株主総会を招集します。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

なお、対象買付者は、当社取締役会が当該決議を行うまでの間は、当社株式の買付等に係る行為を実施してはならないものとします。

4. 新株予約権の無償割当等対抗措置発動の要件

当社は、対象買付者による対象買付等が以下のいずれかに該当し、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動することが相当と認められる場合、前述の「3. 対抗措置の発動および不発動に係る手続」に定める手続により、新株予約権の無償割当その他の対抗措置を発動します（この場合の対象買付者を「特定対象買付者」といいます）。

- ① 本プランに定める手続を遵守しない買付等である場合
- ② 以下に掲げる場合等、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を著しく侵害するおそれのある買付等である場合
 - ア) 株式を買占め、その株式につき当社に対して高値で買取りを要求することを目的とする買付等である場合
 - イ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得するなど、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うことを目的とするような買付等である場合
 - ウ) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用することを目的とする買付等である場合
 - エ) 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜けることを目的とする買付等である場合
 - オ) 強圧的段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、または明確にしないで、公開買付等の買付を行うことをいいます）等、株主の皆さまに株式の売却を事実上強制するおそれのある買付等である場合
 - カ) 必要な情報その他買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を株主の皆さまに十分に提供することなく行われる買付等である場合
 - キ) 買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を当社に与えることなく行われる買付等である場合

- ク) 買付等の条件(対価の価額および種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実現可能性等)が当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適當な買付等である場合
- ケ) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な生産体制および販売体制を支える会社の従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊することなどにより、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を毀損する重大なおそれがある買付等である場合
- コ) 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中・長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- サ) 買付者等が公序良俗の観点から会社の支配株主として不適切であると判断される場合

5. 新株予約権の無償割当以外の対抗措置

当社取締役会は、新株予約権の無償割当以外に、法令および当社定款に照らして採用することが可能なその他の対抗措置のうち、募集株式の発行などを特別委員会に諮り、その時点で相当と認められるものを選択する場合があります。

第3 特別委員会

当社取締役会は、対象買付等が行われたときまたは行われる可能性がある場合、速やかに当社取締役会から独立した特別委員会を設置します。

当社取締役会は、特別委員会の客観性および合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者からの独立性が高い社外監査役および有識者の中から特別委員会の委員を選任します。特別委員会の委員は3名とし、選任された委員は、委員の中から委員長を選定します。

特別委員会の概要については、別紙1「特別委員会規則」に定めるとおりであり、特別委員会委員の候補者の氏名および略歴は、別紙2「特別委員会委員の候補者」に記載のとおりです。

第4 本新株予約権の概要

本プランの発動による新株予約権の無償割当がなされることとなった場合、当社は、当社取締役会が定める一定の日における最終の株主名簿に記載または記録された全ての株主に対し、

(i) 特定対象買付者による権利行使は認められないとの行使条件
および

(ii) 当社が特定対象買付者以外の者から当社株式一株と引換えに新株予約権一個を取得する旨の取得条項

が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます)を、その有する株式一株につき新株予約権一個の割合で無償割当を行います。

本新株予約権の詳細については、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおりです。

第5 本プランの株主総会での承認

本プランは、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、平成26年5月12日開催の当社取締役会で決議されておりますが、かかる定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることとなります。

第6 本プランの有効期間、廃止および変更手続

本プランの有効期間は、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会の終結のときから（ただし、同総会において、本プランの承認決議案が可決されることを条件とします）、平成28年度定時株主総会の終結のときまでの約2年間とします。

当社は、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、当社は、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保および向上を図る観点から、当社取締役会の決議により、本プランの有効期間中、定時株主総会で承認いただく本プランの趣旨に反しない範囲で、本プランの見直し等を行うことがあります。

当社は、本プランの有効期間中であっても、上記見直し等の範囲を超える重要な変更が必要になった場合は、当社株主総会において株主の皆さまのご承認を得て、本プランの変更を行うことがあります。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、その内容等について、速やかに情報開示を行います。

第7 本プランの合理性

本プランは、当社基本方針に沿い、「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」（平成17年5月27日 経済産業省・法務省）の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を充足するものであり、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」（平成20年6月30日 企業価値研究会）を勘案した内容となっております。従いまして、当社取締役会は、本プランが当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

1. 株主意思の重視

本プランは、平成26年6月24日開催予定の定時株主総会における本プランの承認決議案が可決されることを条件として効力を生じる旨、平成26年5月12日開催の当社取締役会において決議されておりますが、かかる定時株主総会における株主の皆さまのご承認がいただけない場合は、効力を生じず、廃止されることとなります。

また、本プランの有効期間は、2年間に限定されておりますし、有効期間満了前であっても、株主総会または当社取締役会の決議により、本プランを廃止することができます。

さらに、上記定時株主総会において本プランの継続が決議された場合、約1年経過した時点において、定時株主総会で、取締役の改選の可否を通じて本プランの継続または廃止に係る株主の皆さまのご意思を確認することができます。具体的には、現任取締役の任期が平成27年度の定時株主総会終結のときに満了しますので、同総会における取締役全員の選解任議案をご審議いただくこととなります。このように、有効期間中においても、取締役選解任議案をご審議いただくことで、より一層株主の皆さまのご意思を反映させることができます。

2. 独立性の高い社外者による判断と情報開示

本プランでは、取締役を監督する立場にある社外監査役または弁護士、大学教授等の社外有識者からなる特別委員会を設置し、当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して本プランの発動または不発動を決議するという手法を採用することにより、当社経営陣の恣意的な判断を排してその客観性と独立性を担保し、当社の企業価値および株主の皆さまの共同の利益の確保および向上に資する公正な運営が行われる仕組みが確保されております。

また、特別委員会の判断の透明性を一層高めるため、対象買付者から提出された買付説明書の概要、対象買付者の対象買付等の内容に対する当社取締役会の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項を、原則として株主の皆さまに対し速やかに情報開示を行うこととしております。

3. 本プラン発動のための合理的な客観的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これにより、当社取締役会による恣意的な発動を防止します。

4. 第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

5. デッドハンド型、スローハンド型の買収防衛策ではないこと

前述の「第6 本プランの有効期間、廃止および変更手続」に記載のとおり、本プランは、1回の株主総会決議で廃止することができ、また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができます。株主の皆さまが、株主提案権を行使して、本プランの廃止を株主総会の議題とするほか、自己の指名する取締役を当社株主総会で選任し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することも可能です。

従いまして、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は、期差任期制を採用しておらず、取締役の増員時においても、増員された取締役の任期を、在任中の取締役の残存任期と一致させることとしますので、期差任期が発生することはありません。

従いまして、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間がかかる買収防衛策）でもありません。

6. 特定対象買付者の財産権の保護

本プランの発動時に割り当てられる本新株予約権には、特定対象買付者の権利行使を制限する行使条件が付されております。そのため、特定対象買付者につき、保有する株式の価値の希釈化に伴う財産上の損害が発生する可能性があります。

しかしながら、別紙3「新株予約権の要項」に記載のとおり、本新株予約権には譲渡制限が付されるものの、当社取締役会の承認を得て、第三者に譲渡できることとなっておりますので、特定対象買付者についても、かかる手続を経て、割当を受けた本新株予約権を権利行使が制限されることのない第三者に譲渡することによって、財産上の損害の発生を回避できる余地があります。

第8 株主の皆さまへの影響

1. 本プラン継続の承認時に株主の皆さまに与える影響

本プラン継続の承認時点においては、本プランに基づく本新株予約権の無償割当は行われませんので、株主および投資家の皆さまの権利および利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

2. 本新株予約権の無償割当時に株主の皆さまに与える影響

(1) 新株予約権無償割当に関する申込手続等は不要です

当社取締役会が本新株予約権無償割当決議において別途定め、公告する一定の日（以下「基準日」といいます）における株主の皆さまに対し、保有する株式一株につき一個の割合で本新株予約権が無償で割当てられます。

株主の皆さまは、無償割当の効力発生日において、当然に新株予約権者となりますので、申込手続等は不要です。

(2) 特定対象買付者以外の株主の皆さまには、その保有する株式に価値の希釈化は生じません

当社が、当社取締役会の決定により、特定対象買付者以外の株主の皆さまから本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付する場合、特定対象買付者以外の株主の皆さまは、本新株予約権の行使および行使価額相当の金銭の払い込みをすることなく、当社株式を受領することとなります。

また、特定対象買付者以外の株主の皆さまが、権利行使期間内に、本新株予約権の行使に係る手続を経た場合も、当社株式を受領することとなります。

従いまして、その保有する当社株式全体としての価値の希釈化は生じません（当社株式一株当たりの価値の希釈化は生じます）。

(3) 新株予約権の無償割当の中止等について

当社は、特定対象買付者が対象買付等を撤回した等の事情により、本新株予約権の無償割当の効力発生日の前日までは本新株予約権の無償割当を中止し、または無償割当の効力発生日以後、行使期間開始日の前日までは、当社株式を交付することなく本新株予約権を無償で取得することがあります。

これらの場合、結果的に、一株当たりの株式価値の希釈化は生じませんので、希釈することを前提として、当社株式の売買を行った株主や投資家の皆さまは、株価の変動によって相応の損害を被る可能性があります（とりわけ、権利落ち日（新株予約権の無償割当を受ける権利を有する株主を確定させる基準となる日より3営業日前の日をさします）以降に売買した場合）。

このような損害発生の可能性を最小限に留めるべく、無償割当の中止を権利落ち日までとするなどの措置を講じることとします。

上記のほか、割当方法、行使の方法および当社による取得の方法の詳細につきましては、本新株予約権の無償割当に関する当社取締役会の決議が行われた後、株主の皆さまに対して情報開示または通知をしますので、その内容をご確認下さい。

以 上

特別委員会規則

- 第1条 この規則は、当社株式の大量買付行為等に関する対応策（以下「本プラン」という）の発動を検討するために、取締役会が設置する特別委員会の組織、運営等について定める。
2. 本規則において用いる各用語の定義は、以下のとおりとする。
- (1) 「対象買付等」とは、以下のいずれかに該当する当社株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案をいう。
- ①当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が20%以上となる買付等
- ②当社が発行者である株券等について、公開買付後の対象買付者およびその特別関係者⁴に係る株券等の株券等所有割合⁵の合計が20%以上となる公開買付⁶
- (2) 「対象買付者」とは、前号所定の対象買付等を行おうとする者をいう。
- (3) 「本新株予約権」とは、本プランに基づき発動される対抗措置としての新株予約権無償割当により割り当てられる新株予約権をいう。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者に含まれる者を含み、以下、特に断らない限り同じです。
- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 4 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同じです。

第2条 特別委員会の設置は、取締役会の決議によって行う。

第3条 特別委員会の委員は3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣および対象買付者から独立している次の各号に定める者のいずれかに該当する者の中から、特別委員会の設置に際し、取締役会が選任する。

ただし、ここでいう社外の有識者とは、当社と取引等利害関係のない実績ある経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準じる者で、別途取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。

- (1) 当社社外取締役
(2) 当社社外監査役
(3) 前各号に定める以外の社外の有識者

第4条 特別委員会委員の任期は、原則として選任後半年間とする。ただし、取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。

また、当社社外取締役または社外監査役であった特別委員会委員が、取締役または監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、特別委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。ただし、当該特別委員会委員が、なおも社外の有識者の要件を満たす場合、取締役会は、所定の手続を経て、特別委員会委員として再任することができる。

第5条 特別委員会は、次の各号に記載されている事項について取締役会から独立して審議、決定し、その決定の内容に理由を付して取締役会に対して勧告する。この場合、特別委員会の委員は、決定にあたって、当社の企業価値および株主共同の利益に資するか否かの観点から行うことを要し、専ら自己または当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 本新株予約権の無償割当の実施または不実施
 - (2) 本新株予約権の無償割当の中止または本新株予約権の無償取得
 - (3) 本新株予約権の無償割当以外の対抗措置の発動または不発動
 - (4) その他取締役会が判断すべき事項のうち、取締役会が特別委員会に諮問した事項
2. 取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重し、新株予約権無償割当の実施もしくは不実施、またはその他対抗措置の発動もしくは不発動に関する会社法上の機関としての決議を行うものとする。
3. 第1項各号に定めるところに加え、特別委員会は、次の各号に記載される事項を行うことができる。
- (1) 対象買付等が本プランの発動の対象となるかどうかの判断
 - (2) 対象買付者および取締役会が特別委員会に提供すべき情報およびその回答期限の決定
 - (3) 特別委員会の検討期間の設定および延長
 - (4) 対象買付者の対象買付等の後の経営方針、事業計画等内容の精査、検討および株主への提示
 - (5) 取締役会への代替案提出の要求、取締役会作成の代替案の検討、株主への代替案の提示
 - (6) 本プランの修正または変更に係る承認
 - (7) その他本プランにおいて特別委員会が行うことができると定められた事項
 - (8) 特別委員会が行うことができるものとして取締役会が定めた事項

第6条 特別委員会は、買付説明書の記載内容および提出された情報が本プランに関して要求する情報として不十分であると判断した場合は、当社取締役会に対し、本プランに関して要求する情報を追加的に対象買付者に要求するよう求めることができる。

2. 特別委員会は、対象買付者から買付説明書および前項に規定する本プランに関して要求する情報が提出された場合、取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、対象買付者の対象買付等の内容に対する意見およびその根拠資料、代替案、その他特別委員会が適宜必要があると認める情報、資料等を提出するよう要求することができる。

第7条 特別委員会は、必要な情報収集を行うため、取締役、監査役、従業員その他特別委員会が必要と認める者の出席を取締役に要求し、特別委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。

第8条 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）の助言を得ることができる。

第9条 各特別委員会委員は、いつでも特別委員会を招集することができる。

第10条 特別委員会の決議は、原則として、特別委員会の委員全員が出席し、その過半数をもって行う。ただし、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、適当な方法でこれを行うことができる。

以上

別紙 2

特別委員会委員の候補者

○ 氏 名 天 野 勝 介 (あまの かつすけ)
昭和27年2月27日生

略 歴 昭和53年 弁護士登録、田村徳夫法律事務所入所
昭和58年 北浜法律事務所へ移籍
昭和60年 北浜法律事務所パートナー就任 (現任)
平成13年 大阪弁護士会副会長
平成16年 京都大学客員教授
平成17～20年 京都大学大学院法学研究科法曹養成専攻 (法科大学院)
非常勤講師
平成19年 京都大学客員教授

○ 氏 名 大 川 治 (おおかわ おさむ)
昭和44年11月15日生

略 歴 平成8年 弁護士登録
堂島法律事務所入所
平成15年 当社監査役就任 (現任)
平成21年 弁護士法人堂島法律事務所設立
社員弁護士就任 (現任)

○ 氏 名 薩 摩 嘉 則 (さつま よしのり)
昭和33年6月16日生

略 歴 昭和59年 監査法人中央会計事務所入所
昭和63年 公認会計士登録
平成5年 薩摩会計事務所開設
平成18年 当社監査役就任 (現任)
平成23年 監査法人彌榮会計社代表社員就任 (現任)

以上

新株予約権の要項

1. 新株予約権無償割当に関する事項の決定

(1) 割当対象株主

当社取締役会が定める一定の基準日（以下「割当基準日」という）における当社の最終の株主名簿に記載または記録された株主（以下「割当対象株主」という）。

(2) 割当の方法

割当対象株主が割当基準日に保有する当社株式一株につき新株予約権一個の割合で、新株予約権を割当てる。ただし、同時点において当社の保有する当社株式には新株予約権を割当てない。

(3) 新株予約権の総数

割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社が有する当社株式の数を控除する）と同数とする。

(4) 新株予約権の無償割当がその効力を生ずる日

新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の数（以下「対象株式」という）は一株とする。ただし、新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合は、対象株式は以下の算式により調整されるものとする（調整の結果、一株未満の端株が生じる場合、切り捨てる）。

調整後対象株式の数＝調整前対象株式の数×分割比率（または併合比率）

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

① 新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は「行使価額」（下記②において定義される）に対象株式数を乗じた価額とする。

② 「行使価額」とは、金1円以上で時価の50%相当額以下の範囲内において、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が決定する金額とする。

「時価」とは、新株予約権無償割当に関する当社取締役会決議の前日から遡って90日間（取引が成立しなかった日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」という）は、新株予約権の無償割当の効力発生日（ただし、当社取締役会において、これに代わる日を定めたときは当該日）を初日として1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める期間とする。

なお、後述の（８）により当社が新株予約権を取得する場合、その取得に係る新株予約権の行使期間については当該取得日の前営業日までとする。

また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込取扱場所の休業日にあたるときは、その前営業日を最終日とする。

（４）新株予約権の行使の条件

①以下のいずれかに該当する者のうち、当社取締役会が特別委員会の勧告に基づき、当社の株券等を買付し保有することが当社の企業価値または株主の皆さまの共同の利益を損なうと認めた者（以下「特定対象買付者」という）は、新株予約権を行使することができない。

ア 特定大量保有者

当社が発行者である株券等¹の保有者²で、当該株券等に係る株券等保有割合³が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）

イ 特定大量保有者の共同保有者⁴

当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。

ウ 特定大量買付者

公開買付⁵によって当社が発行者である株券等⁶の買付等⁷を行う旨の公告を行った者で、当該買付等の後におけるその者の所有⁸に係る株券等の株券等所有割合⁹がその者の特別関係者¹⁰の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む）

エ 特定大量買付者の特別関係者

当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。

オ アないしエに該当する者から新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けまたは承継した者

カ アないしオに該当する者の関連者¹¹

1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する「株券等」をいい、以下、アにおいて同様とする。

2 金融商品取引法第27条の23第3項により保有者とみなされる者を含み、以下、特に断らない限り同様とする。

3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する「株券等保有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。

4 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同第6項により共同保有者とみなされる者を含む。以下、特に断らない限り同様とする。

5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する「公開買付け」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。

6 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「株券等」をいい、以下、ウにおいて同様とする。

7 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する「買付け等」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。

8 これに準じるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。

9 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する「株券等所有割合」をいい、以下、特に断らない限り同様とする。

10 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定めるものを除く。以下、特に断らない限り同様とする。

11 実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務および事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項）をいう。

- ②当社は、特定の新株予約権者に対し、当社に対して、自らが特定対象買付者に該当せず、かつ、特定対象買付者のために新株予約権を行使しようとしている者ではないことおよび新株予約権の行使条件を充足していることなどを確認するための合理的な手続を定めることができ、当該新株予約権者が、当該合理的な手続を履践しないときは、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権を有する者が、上記(4)の規定により、新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する当社の資本金および資本準備金は、新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。
- (7) 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (8) 当社による新株予約権の取得
- ①当社は、効力発生日後行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が新株予約権を別途取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日において、全ての新株予約権を無償で取得することができる。
- ②当社は、新株予約権の行使期間中において、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が有する新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のもの全てを取得して、これと引換えに新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができる。
- また、当社は、かかる取得がなされた日より後に、上記(4)により新株予約権を行使することができない者以外の者が現れたと当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該者が有している新株予約権のうち当社取締役会が定める日の前日までに未行使の新株予約権全てを取得し、これと引換えに、新株予約権一個につき当社株式一株を交付することができるものとし、その後も同様とする。
- (9) 合併、会社分割、株式交換および株式移転の場合の新株予約権の交付およびその条件
新株予約権無償割当決議において当社取締役会が定める。
- (10) 新株予約権証券の発行
新株予約権については新株予約権証券を発行しない。
- (11) 法令の改正等による修正
上記で引用する法令の規定は、平成26年6月24日現在施行されている規定を前提としているものである。同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項または用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当社取締役会において、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記に定める条項または用語の意義等を適宜、合理的な範囲内で読み替えることができるものとする。

以 上

株主総会会場ご案内略図



エトレ豊中 5階 すてっぷホール
大阪府豊中市玉井町1丁目1番1-501号
TEL (06)6844-9772

(お車でのご来場は、ご遠慮ください)
(ますよう、お願い申し上げます。)